

とっとりむら・まち支え合い
(河本地区) 共生の里活動協定書

平成27年5月18日

河 本 集 落
富 桑 地 区 公 民 館
鳥 取 県
鳥 取 市

とっとりむら・まち支え合い（河本地区）共生の里活動協定書

河本集落（以下「活動実施主体」という。）と富桑地区公民館（以下「協力組織」という。）、並びにこれらの活動を支援する鳥取県及び鳥取市（以下「支援組織」という。）は、「とっとりむら・まち支え合い（河本地区）」のための活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 活動実施主体及び協力組織はお互いに協力し、農地・農業用施設等の地域資源の保全や農産物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた農業の振興、また農山村と市街地公民館等の交流を通して美しい里地・里山の再生などに継続的に取り組み、元気で活力のある農山村地域づくりを目指すものとし、支援組織はこれらの活動に対し誠意をもって協力するものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定により協働活動を行う地域は、鳥取市佐治町の河本集落地内とする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年5月18日から平成30年3月31日までとする。ただし、活動実施主体、協力組織及び支援組織が合意したときは、協定期間を変更することができるものとする。

（活動の実施）

第4条 協働活動は活動実施主体と協力組織が連携し、別紙活動方針に基づき事業計画を策定した上で実施するものとする。

（助言等）

第5条 支援組織は、この協定に基づく協働活動を円滑に実施できるよう助言等を行うとともに、地域の活性化のための活動を積極的に支援するものとする。

（信義誠実の義務）

第6条 活動実施主体、協力組織及び支援組織は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（その他の事項）

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、活動実施主体、協力組織及び支援組織が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書に当事者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年5月18日

住所 鳥取市佐治町河本75番地

氏名 河本集落

区長

井上健一

住所 鳥取市行徳三丁目705番地

氏名 富桑地区公民館

館長

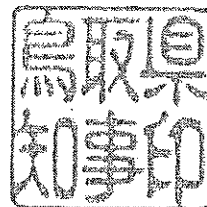
福田睦史

住所 鳥取市東町一丁目220番地

氏名 鳥取県

鳥取県知事

平井伸治



住所 鳥取市尚徳町116番地

氏名 鳥取市

鳥取市長

深澤義彦

(別紙)

むら・まち支え合いに係る活動方針

以下の取組について、互いに意思疎通を図りながら持続可能な取組となるよう創意工夫に努めるとともに、活動の詳細についてはその都度協議するものとする。

1 農地・農業用施設の保全管理

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、農地や農業用施設（農業用水路、農道等）の保全管理（草刈り、泥上げ、軽微な補修等）に努める。

2 農産物の生産

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、既耕地等で地域の特色を生かした農産物の生産に努める。

3 農産加工品の製造・販売等

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、前項で収穫した農産物等を用いた農産加工品の製造・販売に努める。

4 農村資源保全活動

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、地域の自然環境や歴史・伝統を育む農村文化や芸能などの保全に関する取組に努める。